

今年の1月1日現在、  
上尾市に住んでいましたか？

いいえ

今年の1月1日現在に住んでいた  
市区町村へお問い合わせください。

はい

前年中(前年の1月1日～12月31日)は、どのような収入がありましたか？

① 給与の場合

・会社で住民税が給与天引きされている

・年末調整をしていない  
・年末調整済みだが所得控除などを追加する  
・給与、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える  
・2カ所以上から給与の支払を受けた

申告不要

(会社から市へ給与支払報告書の提出があります。提出がない場合は市へ申告が必要です。)

※ただし、所得控除などを追加する場合は税務署へ申告が必要です。

② 年金の場合

・源泉徴収(所得税)されている

・源泉徴収(所得税)されていない  
・2カ所以上から年金の支払を受けた

金額などにより、申告が必要

・所得税が課税される→税務署へ申告  
・所得税が課税されない→申告不要

※ただし、市へ所得控除などの申告をすれば市・県民税が減額になる場合があります。

・個人年金がある

金額などにより、申告先が変わります

③ その他の収入の場合

・自営業、農業などの事業所得がある  
・不動産所得がある  
・保険の満期などの一時所得がある  
・税務署から確定申告書が送付された

④ 収入がなかった場合

・遺族年金、障害年金、雇用保険(失業保険)などの課税されない収入がある

・同一世帯内、または市内に住む親族の税法上の扶養になっている

・あなたを税金上の扶養にとっている人が、今年の1月1日現在、上尾市以外に住んでいる  
・税法上、誰の扶養にもなっていない

申告不要

※ただし、国民健康保険や老人医療、介護保険などの制度を利用している人、または各種税証明書(健康保険証の扶養、児童手当、保育所入所、公営住宅入居などの申請に必要な「所得証明書」、「非課税証明書」など)が必要な人は、市へ申告が必要です。担当課(関係機関)に確認してください。

市へ「市・県民税の申告」

税務署へ「確定申告」  
(所得税に該当しない場合は、市へ申告)

※ 上記に該当しない場合は、市民税課へお問い合わせください。

※ 税務署へ「確定申告」をした人は、市へ「市・県民税の申告」をする必要はありません。